

三好市地域利便性施設（仮称）什器設計・製作等業務の委託に係る  
公募型プロポーザル審査基準

「三好市地域利便性施設（仮称）什器設計・製作等業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」4-(1)-②に規定する審査基準は次のとおりとする。

## (参加資格審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(1)	法人の実績	・本業務に必要な実績	20
(2)	技術者の状況等	・本業務に必要な実績	20
参加資格審査の計			40

## (提案書等の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点 <sup>※1</sup>	
(3)	業務実施体制	・業務に従事する配置予定人員の役割分担の明瞭性及び進捗状況に応じた柔軟な対応をとれるか ・配置予定人員と市との間において確保される連絡調整体制の信頼性	20	
(4)	業務理解度・実施方針	・計画施設の認識の適切さ・実施方針の妥当性	20	
(5)	技術提案	実現性	・市産木材を活用した什器製作の実現可能性	50
		意匠・企画力等	・提案什器（必須提案・自由提案含む）の意匠性と機能性 ・提案什器（必須提案・自由提案含む）の汎用性	
		安全性	・提案什器（必須提案・自由提案含む）の安全性	
		情報発信力	・市産木材等のアピールや木材利用の推進に係る効果性	
(6)	プレゼンテーション等に関する能力	・プレゼンテーション及びヒアリング内容	10	
提案書等の審査の計 <sup>※1</sup>			100	

※1 選考審査委員会委員1人あたりの配点

## (価格提案書の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点
(7)	価格提案書	・(1-「様式7 価格提案書の金額」÷「委託金額の上限額」)×100	100

※小数点以下は切捨て